

令和 6 年 8 月 13 日

所 属	疾病対策課
所属長	今井 雅雄
電 話	06-4869 - 3053

石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び 石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望について

1 趣旨

平成 17 年 6 月の「クボタショック」以来、国においては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行や、「石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方検討のための知見収集」に取り組むなど、石綿に対する総合的な対策を推進されているところです。

その健康管理のあり方検討にあたっては、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿読影精度向上に向けた知見収集を目的に調査事業としてこれまで実施されておられます。しかしながら、当該調査事業は令和 6 年度末をもって終了することが決定されているものの、その後の取り扱いについては、現時点において示されておりません。

本市は、平成 24 年度からこれまでも、恒久的な健康管理制度の構築について、時に他自治体とともに、要望を行ってまいりました。今回、甚大なアスベスト健康被害を受けた本市として、改めて全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を要望いたします。なお、仮に石綿読影の精度向上に向けた知見の収集に今しばらく時間を要するという状況であるならば、少なくとも調査事業を継続実施して頂くとともに、その際には石綿に関する健康不安を有する市民が安心して受診できるよう当該調査の改善を実施されることを、加えて要望等を行いました。

次に石綿による健康被害救済制度のさらなる充実については、十分な救済がなされているとは言えない状況が続いております。特に、石綿健康被害救済制度の認定患者の内、現役世代の方々やそのご家族からは、安心して療養生活を送れるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられていることから、石綿健康被害救済制度のさらなる充実について、平成 28 年度から要望しているものの、これまで実現には至っておりません。甚大なアスベスト健康被害を受けた本市としましては、このような切実な声に 1 日でも早く応えていただきたいと考え、改めて要望いたしました。

2 日時

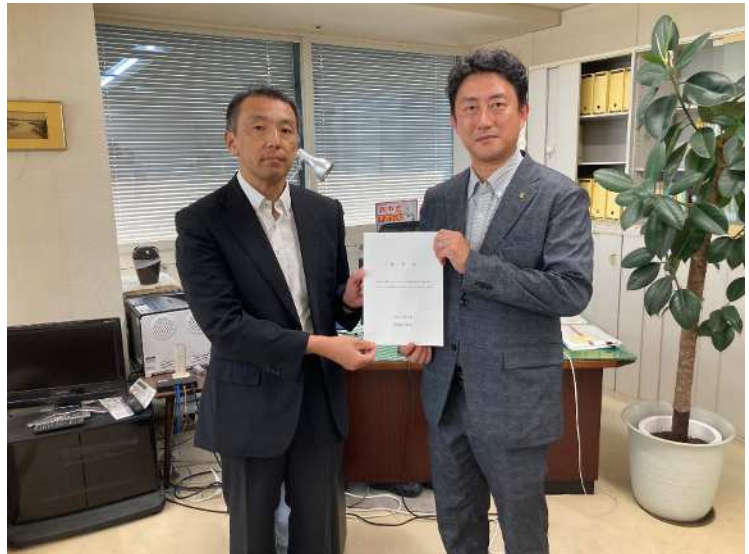
8 月 9 日(金)午後 3 時 45 分から

3 要望先

環境大臣

4 要望者

尼崎市長 松本眞



環境省へ要望書を手渡す松本市長

5 要望項目（骨子）

石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築等

- ・国の責任において全国に居住する石綿ばく露の可能性のある住民が無料で受診できるよう恒久的な健康管理制度を構築
- ・恒久的な健康管理制度の構築が時期尚早であり、調査事業が継続される場合の改善点の要望等

石綿による健康被害救済制度のさらなる充実

- ・現役世代の被害者及び残された家族への経済的負担軽減等救済給付制度の充実

以 上